

みんなで支え合う介護保険

65歳以上の方の平成19年度保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と公費を財源にして運営しています。今回、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料についてお知らせします。介護が必要となったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの

65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。

保険料の決まり方

平成18年度から20年度までの3年間に見込まれる介護サービスにかかる費用の総額をもとに算出された基準額（旭市11月額2、950円）に、本人や世帯の前年の所得状況等にに応じて6段階に分かれます。（表1）

税制改正による負担増に配慮

平成17年度の税制改正で、高齢者の個人住民税非課税限度額が廃止されたことにより所得段階が上がった方に対しては、保

険料が急増しないよう、引き続き保険料の軽減措置がとられます。対象は、税制改正により第

保険料の納め方

年金から天引きする特別徴収と、納付書や口座振替により納付する普通徴収があります。（特別徴収）

4段階または第5段階となった方です。（表2）

表1 所得段階別の介護保険料額

区 分	対 象 者	計 算 方 法	介 護 保 険 料	
			年 額	月 額
第1段階	○生活保護の受給者 ○住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金の受給者	基準額×0.50	17,700円	1,475円
第2段階	○本人・世帯員ともに住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得の合計が80万円以下の人			
第3段階	○本人・世帯員ともに住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	26,550円	2,212円
第4段階	○本人は住民税非課税で世帯の誰かに住民税が課税されている人	基準額×1.00	35,400円	2,950円
第5段階	○本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	44,250円	3,687円
第6段階	○本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50	53,100円	4,425円

老齢（退職）年金、遺族、障害年金が年額18万円以上の方は、年金の定期払いの際に保険料が天引きされます。（普通徴収）年金額が年額18万円未満の方は、市から送付された納付書か口座振替により納めていただきます。なお、口座振替を希望される方は、通帳と届け出印を持参のうえ市内の金融機関へお申し込みください。

表2 税制改正で所得段階が変わった方の保険料額

（対象：平成17年1月1日現在で65歳以上の方）

税制改正による 所得段階の変わり方	平 成 19 年 度	
	保 険 料 率	金 額
第1段階 ⇒ 第4段階 第2段階	基準額×0.83	29,382円
第3段階 ⇒ 第4段階	基準額×0.91	32,214円
第1段階 ⇒ 第5段階 第2段階	基準額×1.00	35,400円
第3段階 ⇒ 第5段階	基準額×1.08	38,232円
第4段階 ⇒ 第5段階	基準額×1.16	41,064円

納付書等の送付

納付書は6月15日ごろ郵送します。お手元に届きましたら内容を確認のうえ、納付にご協力

また、年金額が18万円以上の方でも、次のような場合は一定の期間、普通徴収となります。
・年度途中で65歳になられた方
・年度途中で他市町村から転入された方
・修正申告などにより所得段階が変更された方
・年金差し止め等により年金の支給が一時停止された方

納付先と納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。納期限は、各月の末日（12月は25日）、納期限が休日の場合は翌営業日です。

納付が困難な場合は相談を

特別な理由がなく保険料を滞納（1年以上）していると、介護保険サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ（1割から3割）等の措置がとられます。災害などの特別な事情で納付が困難な場合には、窓口までご相談ください。

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課介護保険班
☎ 62-5308
海上支所福祉室
☎ 55-3119
飯岡支所福祉室
☎ 57-3118
千潟支所福祉室
☎ 68-1072